

# 国民健康保険について

問 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。令和5年度の国民健康保険税の算定基準については以下のとおりです。

## 令和5年度知立市国民健康保険税率算定のポイント

- ・医療給付費分の所得割、均等割、平等割を引き上げます。
  - ・後期高齢者支援金分の課税限度額を引き上げ予定です。※
  - ・法定軽減対象世帯の基準を拡大予定です。※
- ※市議会での議決後に適用予定です。

### ○令和4年度税率表

| 区分          | 医療給付費分   | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分(40～64歳) |
|-------------|----------|-----------|----------------|
| 所得割※1       | 5.20%    | 2.36%     | 2.28%          |
| 均等割(1人あたり)  | 22,200円  | 10,000円   | 11,700円        |
| 平等割(1世帯あたり) | 15,800円  | 7,100円    | 5,800円         |
| 課税限度額       | 650,000円 | 200,000円  | 170,000円       |



### ○令和5年度税率表

| 区分          | 医療給付費分   | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分(40～64歳) |
|-------------|----------|-----------|----------------|
| 所得割※1       | 5.44%    | 2.36%     | 2.28%          |
| 均等割(1人あたり)  | 24,200円  | 10,000円   | 11,700円        |
| 平等割(1世帯あたり) | 16,800円  | 7,100円    | 5,800円         |
| 課税限度額       | 650,000円 | 220,000円  | 170,000円       |

※1 所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額に税率をかけて算出します。

### ○法定軽減対象世帯の拡大(予定)

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、基準を以下のように拡大します。

※国民健康保険税の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

| 軽減割合 | 世帯の合計所得                                 | 世帯の合計所得                                 |
|------|---|---|
| 7割   | 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下                | 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下                |
| 5割   | 43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下   |
| 2割   | 43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下   | 43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 |

### ○出産育児一時金の支給額の改定について

被保険者が出産した場合、原則として国保から医療機関に出産費用が支給されます。支給額は令和5年4月出産分から以下のとおり改定されます。

|                  | 改定前(～令和5年3月出産分) | 改定後(令和5年4月出産分～) |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 産科医療補償に加入している病院  | 42万円            | 50万円            |
| 産科医療補償に加入していない病院 | 40.8万円          | 48.8万円          |

